

## 第1章 障害者計画の基本的な考え方

### 1 障害者計画策定の背景

我が国では、少子・高齢化の進行に合わせて社会福祉を取り巻く環境も大きく変化しており、障害のある人の高齢化、障害の重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などを背景に障害福祉施策へのニーズも増大、多様化、複雑化をしております。

国における障害者施策は、昭和56（1981）年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、ノーマライゼーション社会の実現に向けた取り組みを始めました。翌年の昭和57（1982）年に「国連・障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、その後継計画として策定された「障害者対策に関する新長期計画」は、平成5（1993）年に改正された障害者基本法に基づく障害者基本計画として位置付けられました。

平成7年には、障害者基本計画の後期重点施策実施のための7か年計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が策定され、障害者施策の分野で初めて数値による施策の達成目標が掲げられました。

平成14（2002）年には、「新障害者基本計画」及び「新障害者プラン」が策定され、翌15（2003）年には、障害福祉サービスの利用方法が「措置制度」から「支援費制度」へ移行となりました。

平成18（2006）年には、障害のある人の地域生活と就労を促進し、自立を支援する観点から、障害の種別（身体・知的・精神）ごとに分かれて提供されていた障害福祉サービス利用等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを定めた「障害者自立支援法」が施行されました。

平成25（2013）年には、「障害者自立支援法」は「障害者総合支援法」に改正され、共生社会の実現や社会参加の機会の確保及び地域社会における共生などが新たに基本理念として掲げられるとともに、制度の谷間を埋めるべく障害の範囲に難病が加えられました。同年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定され、また、「障害者雇用促進法」が改正により、雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止等が定められました。

この間、「障害者虐待防止法」、「障害者優先調達推進法」、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が制定されました。